



相続預金払戻しの必要書類の見方

執筆▶八木正宣 (税理士法人SBL 代表社員・税理士)

第8回

法定相続情報一覧図の写しを提出された場合の見方

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、法定相続情報一覧図の写しの提出を受けました。この場合、どのような点を確認すればよいのでしょうか。



前

前回と前々回では、相続届等に記載された相続人に漏れがないかどうか確認するために、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本と相続人の現在戸籍謄本を確認しました。今回は、これら戸籍謄本に代わる書類として「法定相続情報一覧図の写し」を取り上げたいと思います。平成29年5月より、全国の法務局において、各種の相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制

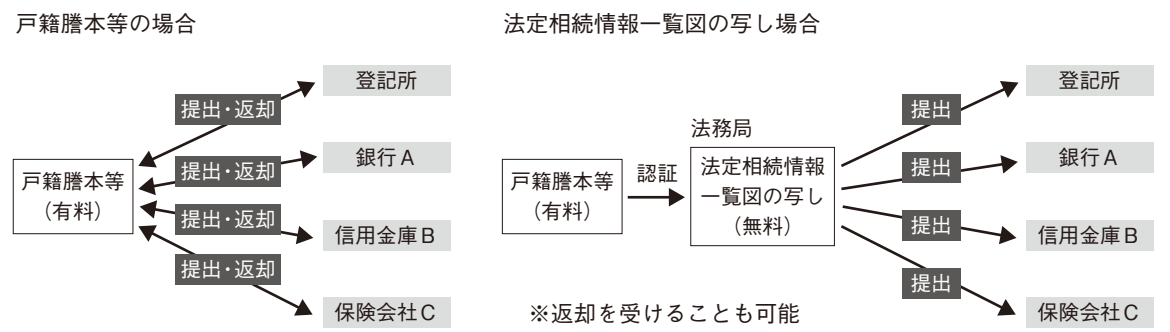
戸籍謄本等や相続関係の「一覧図」を提出

「度」が始まりました。今までは、出生から死亡までの被相続人の戸籍謄本や相続人の現在の戸籍謄本等の束を、相続手続きを取り扱う金融機関等の窓口ごとに原本を提出し返却を受けるなど、何度も出し直す必要がありました。

法定相続情報証明制度は、法務局にこれら戸籍謄本等と相続関係を一覧に表した図を提出し、登記官がその一覧図を認証することにより、戸籍謄本等に代わる証明書(法定相続情報一覧図の写し)の交付を受けられる制度です。申し出や法定相続情報一覧図の写しの交付は郵送でも行うことができるほか、弁護士や司法書士、行政書士などの士業に手続きを依頼することも可能です。

戸籍謄本等は最初に取得する必要はありますが、法務局での認証後は、法定相続情報一覧図の写しを複数取得することにより、各金融機関等の窓口にて提出するだ

図表●従来の制度と法定相続情報証明制度



※返却を受けることも可能

サンプル 法定相続情報一覧図の写し

法定相続情報番号 ○○○○-○○-○○○○
 被相続人 近代太郎 法定相続情報
 (被相続人の本籍・住所)
 最後の本籍 静岡県静岡市清水区清水町4丁目444番地
 最後の住所 静岡県静岡市清水区清水町4丁目444番地

【被相続人】 近代太郎
 出生 昭和29年4月4日
 死亡 令和2年4月1日

住所 静岡県浜松市中区相生1丁目100番地
 出生 昭和50年6月4日
 【長男】 近代一郎

住所 静岡県静岡市清水区清水町4丁目444番地
 出生 昭和29年12月20日
 【妻】 近代花子 (申出人)

作成日: 令和2年5月10日
 作成者: 静岡県清水市葵区赤井1番地
 司法書士 三島 行夫 ㊞

これは、令和2年5月15日に申し出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。
 令和2年5月20日
 静岡地方方法務局 登記官 清水 葵 ㊞

預金者の死亡の事実および死亡日を確認
 相続届等に相続人全員の記載があるかどうか確認
 法務局の認証を受けた書類であることを確認

けて手続きを進められます。なお、法定相続情報一覧図は写しを何枚取得しても無料です。この法定相続情報一覧図の写しは、預貯金の払戻し、保険金の請求や保険契約の名義変更、有価証券等の名義変更、不動産の相続登記

記、相続税申告等で戸籍謄本等の代わりに用いることができます。サンプルは法定相続情報一覧図の写しです。預金者の相続人から提出された相続人確認書類が戸籍謄本等であれば、戸籍謄本を読み取ってすべ

ての相続人の存在を確認していかなければなりません。提出された書類が法定相続情報一覧図の写しの場合には、その相続人の確認を法務局が行い、その相続関係について認証していますので、相続人の詳しい確認作業を省略す

ることができま

金融機関としては、①預金者の死亡の事実、②すべての相続人の情報が相続届等に記載されているか、③法務局の認証を受けた書類であるかを確認しましょう。このように法定相続情報一覧図の写しは、金融機関にとって確認事務作業が省略できるため有用といえます。また預金者の相続人にとっても、複数取得することにより、各種相続財産の手続き等がスムーズになります。

ポイント

- 法定相続情報一覧図の写しは、相続手続きで戸籍謄本等の代わりになる
- 金融機関にとっても預金者の相続人にとっても手続きがスムーズになる

